

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 機能強化加算
- 外来感染対策向上加算
- 連携強化加算
- 別添1の「第9」の1の(2)に規定する在宅療養支援診療所
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- 外来後発医薬品使用体制加算

(2024年11月1日時点)